

## ■ 健診申し込みに際しての留意事項

### 1. 協会けんぽへの申込みは不要になります

令和2年4月1日以降の受診については協会けんぽへの申込みが不要になります。

	協会けんぽへ申込み	健診機関への申込み
令和2年3月31日までの受診	必要	必要
令和2年4月1日からの受診	不要	必要

### 2. 滋賀県健康づくり財団への申込みについて

毎年3月に協会けんぽから事業主様に次年度の「**生活習慣病予防健診対象者一覧**」が送付されます。その一覧をもとにして「**生活習慣病予防健診申込書**」を作成し、受診される健診機関に申込みます。

生活習慣病予防健診対象者一覧には、健診機関への予約申込に必要な保険証の保険者番号、記号、番号や、受診される方の氏名、生年月日、受診可能な健診項目等が記載されています。滋賀県健康づくり財団への申込書のご記入にご利用ください。

※生活習慣病予防健診申込書は滋賀県健康づくり財団のホームページからダウンロードできます。

URL : <http://kenkou-shiga.or.jp/center.html>

この情報をダウンロードされた場合は、隣のシートが申込書になっています。

